

令和4年4月18日

保護者 様

鴻巣市教育委員会教育長
鴻巣市立赤見台中学校長

令和4年度独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付制度への
加入について

日頃より、学校保健衛生事業につきましてご理解とご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

鴻巣市教育委員会では、鴻巣市立小・中学校に在学する児童生徒の不慮の災害に備え独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下「センター」といいます。）と災害共済給付契約を結んでいます。

センターの災害共済給付は、学校の管理下において児童生徒が災害に遭った場合、その治療費や見舞金の給付を保護者の皆様に対して行う制度です。加入は任意となっていますが、営利を目的としない互助共済制度であり低廉な掛金により保障を受けられますので是非ご加入いただきますようお願い申し上げます。

加入に同意くださる方は、下記により学校へ共済掛金を納入してください。加入いただけない場合のみ、4月22日までに学校へ連絡してください。

給付の内容等は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法（以下「センター法」といいます。）又はこれに基づく政令、省令、通達等に定められていますが、その主な内容は裏面のとおりです。

記

1 共済掛金の納入

- ・ 納入金額 児童（生徒）一人当たり 460円（年額）
※ 共済掛金年額920円のうち、鴻巣市が半額の460円を負担いたします。
- ・ 納入先 鴻巣市立赤見台中学校
- ・ 納入期限 *各学年の教材費とともに引き落としになります。

2 「鴻巣市こどもの医療費制度」との関係

・ 学校管理下の怪我・疾病の場合

「センターの災害共済制度」により、一旦窓口で医療費の支払いをしていただきますが、学校に申請することで後日給付が行なわれます。

・ 学校管理下外の怪我・疾病の場合

「鴻巣市こどもの医療費制度」により、一定の要件の元、窓口負担なしで医療を受けられます。

3 給付の種類と内容

[災害共済給付の給付基準は、センター法施行令第3条によります。]

災害の種類	災害の範囲	給付金額
負傷	その原因である事由が学校の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が5,000円以上のもの	医療費 ●医療保険並の療養に要する費用の額の4/10（そのうち1/10は、療養に伴って要する費用として加算される分）。ただし、高額療養費の対象となる場合は、自己負担額（所得区分により限度額が異なる。）に「療養に要する費用月額」の額の1/10を加算した額 ●入院時食事療養費の標準負担額がある場合は、その額を加算した額
疾病	学校の管理下の事由によるもので、療養に要する費用の額が5,000円以上のもののうち、文部科学省令で定めているもの ・給食等による中毒 ・ガス等による中毒 ・熱中症 ・溺水 ・異物の嚥下又は迷入による疾病 ・漆等による皮膚炎 ・外部衝撃等による疾病 ・負傷による疾病	
障害	学校の管理下の負傷または上欄の疾病が治った後に残った障害（その程度により第1級から第14級に区分される）	障害見舞金 4,000万円～88万円 （通学中の災害は2,000万円～44万円）
死亡	学校の管理下において発生した事件に起因する死亡及び上欄の疾病に直接起因する死亡	死亡見舞金 3,000万円 （通学中の災害は1,500万円）
	突然死 運動などの行為に起因する突然死	死亡見舞金 3,000万円 （通学中の災害は1,500万円）
	運動などの行為と関連のない突然死	死亡見舞金 1,500万円 （通学中の災害も同額）

なお、学校の管理下とは、次の場合をいいます。

- | | |
|----------------------|-------------------|
| ① 授業中 | ④ 通常の経路及び方法による通学中 |
| ② 学校の教育計画に基づく課外指導中 | ⑤ 寄宿舍にあるとき 等 |
| ③ 休憩時間中及び学校の定めた特定時間中 | |

4 給付基準

- ① 同一の災害の負傷又は疾病についての医療費の支給は、初診から最長10年間行われます。
- ② 災害共済給付を受ける権利は、その給付事由が生じた日から2年間行わないときは、時効によって消滅します。
- ③ 災害共済給付の給付事由と同一の事由について、損害賠償を受けたときはその額の限度において、給付を行わない場合があります。
- ④ 他の法令の規定による給付（【例】鴻巣市こどもの医療費支給に関する条例）等を受けたときは、その受けた限度において、給付を行いません。
- ⑤ 生活保護法による保護を受けている世帯に属する義務教育諸学校及び保育所の児童生徒に係る災害については、医療費の給付は行いません。

* これはセンターの災害共済給付制度の概要を記載したものです。